

飯島町の妊娠中と産後の助成制度について



妊娠おめでとうございます。
飯島町では以下の費用の助成をしています。



1. 妊婦健康診査

医療機関や助産所で実施する妊婦健康診査の費用を助成します。詳細は別紙をご覧ください。

2. 妊娠40週以降、15回～17回の妊婦健康診査（要申請）

妊婦健康診査受診券14回分を超えて妊婦健康診査を受けられた方は、受診の費用を助成します。なお、妊娠40週以降の健診に限ります。

3. 妊婦歯科健康診査

妊娠中に無料で歯科健診を受けられます。詳細は別紙をご覧ください。

4. 産前・産後サポートクーポン

妊娠中に心身の不調のあるとき、産後（出産後1年6か月0日以内）に赤ちゃんの授乳や育児で困ったとき、お母さんに心身の不調があるときなど、医療機関や助産所でクーポン券を使って相談を受けることができます。使用できる施設は別紙をご覧ください。

使用の際は、クーポン券と母子健康手帳および本人確認できる書類（健康保険証・運転免許証等）を施設に提出してください。クーポン券は1回につき1枚使用できます（助成額を超える費用は自己負担となります）。

5. 産後ケア（要相談・要申請）

出産後1年未満の方で、育児不安などにより特別な支援が必要なお母さんと赤ちゃんは、医療機関や助産所で母体のケアや育児指導を受けることができ、その費用の2分の1（上限12,500円/日まで、7日以内）を助成します。使用される方は、別紙記載の使用できる施設にご相談の上、下記の間合せ先にご連絡ください。



6. 新生児聴覚検査 (要申請)

医療機関で実施する自動ABR・OAE検査の費用を助成します。検査から6か月以内に申請してください。

《新生児聴覚検査について》

生まれて間もない赤ちゃんの耳のきこえの状態を調べ判定する検査です。

1000人に1～2人は生まれつき耳の聞こえに障害を持っています。その障害を早く発見して、適切な援助をすることにより言葉の発達を促し、情緒や社会性を育てることができます。ぜひ受けておきましょう。

7. 乳児健康診査

医療機関で実施する乳児健康診査の費用を1人1回まで助成します。

8. 産婦健康診査

医療機関や助産所で実施する産婦健康診査の費用を1人2回まで助成します。

9. 県外で妊婦健康診査・乳児健康診査・産婦健康診査を受けられた方 (要申請)

長野県外の医療機関等で以下の健康診査を受けられた方は受診分の費用を助成します。

妊婦健康診査：受診日から1年以内に申請。

乳児健康診査：生後1歳未満のもの。1人1回まで。6か月以内に申請。

産婦健康診査：1人2回まで。6か月以内に申請。

未使用の妊婦健康診査受診券・乳児健康診査受診券・産婦健康診査受診券が必要です。

※いずれの助成も健診日に飯島町住民であることが条件です。

※保険診療分については対象外となります。

※助成額は町が定めた金額を上限とします。

申請に必要な持ち物

- ・産科医療機関または助産所発行の領収書
- ・母子健康手帳
- ・印鑑
- ・預金通帳



問い合わせ先

飯島町役場 健康福祉課 保健医療係

☎ 86-3111

内線 189・199